

社団法人全国国民健康保険診療施設協議会

－ 節電実行計画について －

平成 23 年 7 月 1 日

【目的】

本会では、「夏期の電力需給対策に係る「節電実行計画の策定・公表等について」(厚生労働省保険局長通知・保発 0531 第 9 号)の依頼に基づき、節電実行計画を策定し、実行することとする。

策定実施にあたっては、節電実行計画に合わせて、職場環境(業務体制、職員の健康管理等)にも留意し実行することとする。

【地球温暖化対策の実施(毎年)】

- (1) クールビズ(軽装)の実施(6月～10月・5ヶ月間) ※H23年度は5月より開始
- (2) 事務所内の室温設定(28℃)の実施

【節電に向けての具体的な取組(7月～9月)】

節電目標:「20%以上」の抑制を目指す。

○節電に関する業務体制の変革

(1)「残業時間の縮減」及び「定時退庁日の設定」

- ①業務の効率化を図り、残業時間の徹底的な縮減
- ②定時退庁日を週2日(火・金曜日)設定し、強力に推進

(2)「休暇取得方法の工夫(夏季休暇の設定・活用方法等)」

- ①夏季休暇及び有給休暇を併せ、10日以上休暇を取得することを推奨

○職員への節電意識の啓発

(1)節電への意識改革

- ①ピーク時間帯の使用電力量(冷房・空調・照明)の抑制
- ②照明・OA機器の未使用時消灯、プリンタの使用抑制、コピー機の使用抑制等

○OA機器・電化製品等の入替

(1)OA機器(リース物件)の使用抑制及び入替

- ①業務の効率化に繋がる物件、省エネ効果が見込まれる物件の積極的導入
- (2)事務所内の電化製品の使用抑制及びエコ製品への買換え

○今後の検討課題

(1)照明機器のLED化

以上のことを実行する。

節電行動計画: 責任者 米田英次(社団法人全国国民健康保険診療施設協議会事務局長)